

中小企業信用保険法第2条第6項  
の規定による認定申請書

〔業歴3か月以上1年1か月未満の場合又は前年以降事業拡大等により  
前年比較が適当でない特段の事業がある場合（運用緩和措置基準Ⅱ）〕

令和 年 月 日

（あて先）  
奈良市長

申請者 住 所

氏 名

私は、令和2年新型コロナウイルス感染症の発生に起因して、現在、金融取引の正常化のために資金調達が必要となっており、下記のとおり売上高等も減少しております。こうした事態の発生により、経営の安定に支障が生じておりますことから、中小企業信用保険法第2条第6項の規定に基づき認定されるようお願いいたします。

記

1 事業開始年月日 \_\_\_\_\_ 年 月 日

2 売上高等

（イ） 最近1か月間の売上高等（実績）  
 $(B - A) / B \times 100$

減少率 \_\_\_\_\_ %  $\geq 15\%$

A：信用の収縮の発生における最近1か月間の売上高等（実績）

\_\_\_\_\_ 円

B：令和元年12月の売上高等

\_\_\_\_\_ 円

（ロ） （イ）の期間を含めた最近3か月間の売上高等（実績・見込み）  
 $\{ (B \times 3) - (A + C) \} / (B \times 3) \times 100$

減少率 \_\_\_\_\_ %  $\geq 15\%$

C：Aの期間後2か月間の売上高等（見込み）（注1）

\_\_\_\_\_ 円

3 売上高等が減少し、又は減少すると見込まれる理由

（注1）実績を記入しても可

（留意事項）1 本認定とは別に、金融機関及び信用保証協会による金融上の審査があります。

2 本認定を受けた後、有効期間内に金融機関又は信用保証協会に対して、危機関連保証の申込を行うことが必要です。

3 認定書の有効期間は、認定書に記載された日と中小企業信用保険法第2条第6項の規定に基づき経済産業大臣が指定する期間の終期のいずれか先に到来する日となります。

認定権者記入欄

申請のとおり相違ないことを認定します。本認定書の有効期間は、認定日から起算して30日間です。

認 定	
--------	--

奈良市長